

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行期日は、令

和四年四月一日とすること。

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

◎地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年六月二日法律第五十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 定義

一 「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいうものとする。こと。

（第二条第二項関係）

二 「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（第二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいうものとする。こと。

（第二条第六項関係）

第二 基本理念

地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

（第二条の二関係）

第三 国の責務

国の責務において、温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体実行計画の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るために講ずるよう努める措置として、必要な資金の確保を追加すること。

（第三条第三項関係）

第四 地方公共団体実行計画等

一 都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画の記載事項に、第二十一条第三項各号に規定する施策の実施に関する目標を追加すること。
(第二十一条第三項関係)

二 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として第二十一条第三項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
(第二十一条第四項関係)

三 市町村は、地方公共団体実行計画において第二十一条第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 1 地域脱炭素化促進事業の目標
- 2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

(一) 地域の環境の保全のための取組

(二) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(第二十一条第五項関係)

四 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第二十一条第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする事。 (第二十一条第六項関係)

五 四に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、四の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする事。 (第二十一条第七項関係)

六 都道府県が地方公共団体実行計画において第二十一条第三項各号に掲げる事項（四に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において同項各号若しくは三に掲げる事項を定めようとする場合において、第六の地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならないものとする事。 (第二十一条第十二項関係)

第五 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例

一 市町村が、地方公共団体実行計画において、第四の三の五の(二)の地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する事項に、促進区域においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合等においては、当該地方公共団体実行計画を同法第五条第一項に規定する基本計画とみなして、同法の規定を適用するものとする。

二 一に規定する場合には、市町村は、地方公共団体実行計画において、当該地方公共団体実行計画を策定する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができることとし、当該市町村を同法第十六条の計画作成市町村とみなして、同法の規定を適用するものとする。

(第二十一条の二関係)

第六 地方公共団体実行計画協議会

一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができるものとともに、当該地方公共団体実行計画協議会の構成員

に地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者を追加すること。（第二十二条第一項及び第二項関係）

二 主務大臣は、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言に加え、資料の提供その他の協力を行うことができるものとする事。（第二十二条第三項関係）

三 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする事。（第二十二条第四項関係）

第七 地域脱炭素化促進事業計画の認定等

一 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第四の三の1から5までに掲げる事項が定められたものに限る。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができるものとする事。（第二十二条の二第一項関係）

二 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする事。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 3 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 4 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

備の内容

- 5 4の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 6 4の整備及び5の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 7 4の整備及び5の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 8 4の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - (一) 地域の環境の保全のための取組
 - (二) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 9 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

（第二十二條の二第二項関係）

三 計画策定市町村は、一の規定による申請に係る地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（第二十二條の二第三項関係）

四 三の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画（以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）の変更の認定に関する手続等及び認定地域脱炭素化促進事業計画（認定の変更等があったときは、その変更後のもの）に係る認定の取消しに関する手続等について規定すること。

（第二十二條の三関係）

第八 地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例

地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第七の一又は四の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第七の三又は四の認定があったものとみなすものとする。

（第二十二條の四関係）

第九 温泉法等の特例

第七の三の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）が認定地域脱炭素化促進

事業計画に従って行う行為については、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）等の許可があったものとみなすもの等とすること。

（第二十二条の五から第二十二条の十まで関係）

第十 環境影響評価法の特例

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備（第四の四に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しないものとする事。

（第二十二条の十一関係）

第十一 援助

国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする事。

（第二十二条の十二関係）

第十二 指導及び助言

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行わ

れる第七の二の4の整備、5の取組並びに8(一)及び(二)に掲げる取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする事。 (第二十二條の十三關係)

第十三 報告の徴収

計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第七の二の4の整備、5の取組並びに8(一)及び(二)に掲げる取組の実施状況について報告を求めることが出来るものとする事。 (第二十二條の十四關係)

第十四 温室効果ガス算定排出量の公表等

環境大臣及び経済産業大臣は、第二十八條第一項の規定により通知された事項について、遅滞なく、電子計算機に備えられたファイルに記録するとともに、当該ファイルに記録された事項を公表するものとし、当該事項に係る開示請求制度を廃止する事。

(第二十九條、第三十條、第三十一條及び第三十二條關係)

第十五 地域地球温暖化防止活動推進センター

地域地球温暖化防止活動推進センターの事務について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置

に係る事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を追加すること。

(第三十八条第二項関係)

第十六 関係行政機関の協力

環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができるものとする事。

(第六十一条第二項関係)

第十七 磁気ディスクによる報告等

温室効果ガス算定排出量の報告等について、磁気ディスクによる報告を可能とする規定(この法律による改正前の第六十三条)を削除すること。

第十八 権限の委任等

権限の委任及び事務の区分について規定すること。

(第六十四条及び第六十五条関係)

第十九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、第一の一、第二、第三並びに第二十の二（附則第八条の規定に限る。）及び三（附則第五条の規定に限る。）に関する規定は、公布の日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めること。

（附則第二条及び第八条関係）

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第三条から第七条まで関係）